

平成25年度 住工共生まちづくり事業にかかる実績について

(条例について)

平成25年4月1日 「東大阪市住工共生のまちづくり条例」施行

平成25年10月1日 モノづくり推進地域内の住宅建築の際のルールなど施行

平成26年1月31日 モノづくり推進地域(準工業地域の拡大部分)の指定告示(平成26年4月1日施行)

平成26年3月3日 「高井田まちづくり協議会」を条例にもとづく「住工共生まちづくり協議会」として認定。同協議会の対象区域内のモノづくり推進地域を「重点地区」として指定。

(施策について)

	施策等の名称	概要	予算額(円)	実績(円)	実施状況
(1)市民とモノづくり企業が共生できる環境形成を促進する施策	住宅建築にかかるルール等(条例第15~18条)	モノづくり推進地域内において住宅を建築しようとするときの建築主向けの手続き等のルール及び工業・準工業地域での住宅売買等の仲介を行う際の宅地建物取引業者向けの事前説明のルール。	-	-	平成25年10月1日にルールを施行。 ・条例に基づく建築主の住宅建築時の手続き等協議13件 ・開発指導要綱に基づく事前協議7件 ・条例等に関する相談等(一部上記内容も含む)36件
	住工共生相隣環境対策支援補助金	住宅側から申し立てられた騒音や振動の苦情についてモノづくり企業が実施する建築物、設備等の改善対策に対して補助金を交付する。 【補助率】対象経費の1/2 【上限額】100万円(下限10万円)	5,000,000	1,967,000	補助要綱を制定し、申請公募。 交付決定件数2件。
	住工共生コミュニティ活動支援補助金	モノづくり企業への理解を深めてもらうためにモノづくり企業等が主体となり近隣地域住民等を対象に実施するイベント等に対して補助金を交付する。 【補助率】対象経費の1/2 【上限額】10万円	300,000	42,000	補助要綱を制定し、申請公募。 交付決定件数1件。

(施策について)

	施策等の名称	概要	予算額(円)	実績(円)	実施状況
(2)住工混在の緩やかな解消に資する施策	住宅建築にかかるルール等 (条例第15~18条) 【再掲】				
	工場移転支援補助金	市内の用途地域のうち、準工業地域、工業地域及び工業専用地域を除く用途地域において事業を営むモノづくり企業がその工場を、本市内のモノづくり推進地域又は工業専用地域へ移転することに対して補助金を交付する。 【補助率】対象経費の1/2 【上限額】200万円	4,000,000	1,589,000	補助要綱を制定し、申請公募。 交付決定件数1件。
(3)モノづくり企業の立地の促進及び操業の継続を支援する施策	モノづくり立地促進補助金	市内の工業地域、工業専用地域内でモノづくり企業が新たに工場を操業(新築・建替・増築・取得)した場合、当該工場にかかる土地及び工場の固定資産税及び都市計画税の一定割合を助成する。	23,188,000	21,300,000	交付決定件数6件。(うち、平成25年度新規2件) (本制度は平成15年度より実施)

(施策について)

	施策等の名称	概要	予算額(円)	実績(円)	実施状況
(4)その他住工共生のまちづくりに資する施策	事業所立地調査委託事業	モノづくり推進地域の指定(及び解除)に向け、市内全域でモノづくり企業の土地利用の状況の把握及びモノづくり企業向けのアンケート調査を行う(第1次調査)。また、モノづくり企業の集積が高いエリアの候補地において、半恒久的な住宅建設規制に関する意向調査を行う(第2次調査)。	30,000,000	27,090,000	第1次調査を実施し、モノづくり企業等の立地状況を把握するとともに、アンケートの集計を行なった。回収率は62.3%。 第1時調査の結果をふまえて第2次調査を実施し、工業地域全域の中で製造業が集積している地域である7地区を抽出し、ヒアリング調査を行った。回収率は50.5%。
	住工共生のまちづくり条例関連広報経費	条例制定に伴う周知パンフレットの作成。	100,000	62,300	条例制定に伴い、周知のためのパンフレットを7,000部作成した。
	住工共生まちづくり審議会関連経費	条例第19条に規定された住工共生まちづくり審議会の開催。	195,000	178,912	住工共生まちづくり審議会を3回開催した。